

第17回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成28年4月26日（火）10:00～10:15

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、中西委員

内閣府原子力政策担当室

室谷参事官、横井参事官補佐

4. 議 題

- (1) 国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認（臨界実験装置の変更）について（答申）
- (2) 学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可について（答申）
- (3) 今後の試験研究用等原子炉施設の在り方について（見解）
- (4) その他

5. 配付資料

- ( 1 ) 国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認（臨界実験装置の変更）について（答申）（案）
- ( 2 ) 学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可について（答申）（案）
- ( 3 ) 今後の試験研究用等原子炉施設の在り方について（見解）（案）

参考資料

- (1-1) 国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認（臨界実験装置の変更）に関する意見の聴取について
- (1-2) 国立大学法人京都大学原子炉実験所の設置変更承認申請（臨界実験装置の変更）の概要について
- (2-1) 学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可に関する意見の聴取について

(2-2) 学校法人近畿大学原子力研究所の設置変更許可申請の概要について

## 6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第17回原子力委員会を開催いたします。

本日、4月26日はチェルノブイリ原子力発電所事故から30年目となります。また、東電福島事故は先月5年目だったわけですが、原子力委員会といたしましては、これらの事故の教訓を踏まえ、今後も引き続き原子力利用の在り方について検討を行っていく所存であります。

本日は、阿部委員は御欠席です。

本日の議題は、1つ目が国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認（臨界実験装置の変更）について（答申）、2つ目が学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可について（答申）、3つ目が今後の試験研究用等原子炉施設の在り方について（見解）、4つ目はその他です。

それでは、本日の会議は11時を目途として進行させていただきます。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題の1と2につきましては、大学の原子炉設置変更関係の議題ですので、一括して議論をいたします。それでは事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。1件目と2件目の議題を併せて御説明申し上げたいと思います。

国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認（臨界実験装置の変更）及び学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可につきましては、平成28年4月13日付けで原子力規制委員会より原子力委員会に対して、意見照会がございました。

このことにつきましては、平成28年4月19日に開催いたしました第16回原子力委員会において原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁より御説明を頂いたところでございます。

本日は、この意見照会に対する答申について御審議をお願いいたしたいと思います。

事務局の横井参事官補佐より、答申の案について御説明をいたします。よろしく申し上げます。

(横井参事官補佐) それでは、お手元の資料第1号、第2号に基づきまして、御説明を申し上

げます。なお、先日、原子力規制委員会から意見照会がございました資料につきましては、参考資料の1-1から2-2ということで、お付けしております。

それでは、資料1号、資料2号、引き続きまして御説明申し上げます。

資料1号、(案)原子力規制委員会宛(あ)て。

原子力委員会委員長。

国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認(臨界実験装置の変更)について(答申)。

平成28年4月13日付け原規規発第1604132号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「法」という。)第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用については、別紙のとおりである。

別紙でございます。

(別紙)。

国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更承認申請書(臨界実験装置の変更)の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する承認の基準の適用について。

本件申請については、試験研究用等原子炉の使用の目的(原子炉の核特性等に関する基礎研究、開発研究及び教育訓練)を変更するものではないこと、使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原子炉施設に保管する方針としていることから、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用される恐れがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

続きまして、資料第2号でございます。

原子力規制委員会宛(あ)て。

原子力委員会委員長。

学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可について(答申)。

平成28年4月13日付け原規規発第1604133号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「法」という。)第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

別紙でございます。

(別紙)。

学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について。

本件申請については、試験研究用等原子炉の使用目的(教育訓練用及び研究用)を変更するものではないこと、使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原子炉施設において保管する方針としていることから、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用される恐れがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

以上でございます。

(岡委員長) それでは、議論を行います。中西委員からお願いします。

(中西委員) これに書いたとおりで結構でございます。特に意見はございません。

(岡委員長) 私の方も、これで結構だと思います。平和の目的以外に利用される恐れはないということであると思います。

それでは、案のとおり答申することよろしいでしょうか。

それでは、御異議がないようですので、案のとおり答申することといたします。

議題3について、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。議題3、今後の試験研究用等原子炉施設の在り方について(見解)ということでございます。

我が国の研究炉につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、現在も全ての研究炉が休止している状況にあります。このことから原子力委員会では、本年2月2日の第5回定例会議におきまして、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)より、JAEAにおける試験研究炉の現状と課題について、また、4月5日の第14回定例会議におきましては、日本原子力学会より、我が国における研究炉の役割(中間報告)について、それぞれ御説明を伺いました。

その際の質疑の結果、委員長から、今後、原子力委員会としての考え方を示すことを検討する旨御発言があったことから、事務局にて見解(案)を作成させていただいたところでございます。

本日はこのことにつきまして、御審議をお願いしたいというふうに思っております。

まずは、事務局の横井参事官補佐から、見解の案について御説明を頂きたいと思っております。

よろしく申し上げます。

(横井参事官補佐) それでは資料第3号でございます。これまで、今御案内のとおり、原子力委員会にて御議論を頂きました結果をこの見解案ということでまとめております。構成としては、最初に研究炉に関する現状認識、その次に2つ目として、研究炉に関する諸課題、それから3つ目に、諸課題を踏まえた今後期待される取組という3部の構成にしております。

それでは、資料第3号に基づきまして、読み上げさせていただきたいと思っております。

今後の試験研究用等原子炉施設の在り方について（見解）（案）。

平成28年4月26日。

原子力委員会。

#### 1、研究炉に関する現状認識。

我が国の試験研究用等原子炉施設（臨界実験装置を含む。以下「研究炉」という。）は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、全ての研究炉が休止する他、研究炉の数自体も減少している状況にある。研究炉は原子力関係の人材育成及び研究開発等のために必要不可欠な基盤であるところ、この現状は、人材の安定的供給や研究開発等の推進の観点からは依然として深刻な事態である。また、研究炉には、運転再開以外にも高経年化対策の必要性や、使用済燃料の米国への返還等の取り組むべき課題が山積しており、包括的な取組が必要になっている。

#### 2番、研究炉に関する諸課題。

当委員会がこれまでに行った関係機関からの説明聴取の結果、研究炉に関する課題として指摘されている内容は、以下の5点に整理することができる。

研究炉の運転再開が遅れ、全ての研究炉が休止する状況が2年間以上継続していること。

全研究炉の休止により、原子炉関係の人材育成に深刻な影響が及んでいること。

全研究炉の休止により、国内で実施不可能な研究開発等があること。

今後、研究炉を運転再開した場合においても、高経年化対策、使用済燃料の米国への返還、核セキュリティ対策、将来の廃止措置等への備えが必要であること。

特に研究炉の廃止措置は遅々として進んでおらず「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」履行の観点からも対応が急がれること。

#### 3番、研究炉に関する諸課題を踏まえた今後期待される取組。

上記の諸課題は大きく二つに分類することができる。一つは「全研究炉の休止」による人材育成や研究開発等への影響、二つ目は、研究炉にとって避けて通ることができない「運転

再開以降の諸課題」である。

今後も関係機関においてこれらの諸課題に対する本見解を踏まえつつ、具体的な対応策を自ら検討した上で、戦略的に取り組むことを期待する。

2ページでございます。

(1) 「全研究炉の休止」とその影響に関すること。

研究炉を所有する事業者においては、人材育成や研究開発等の観点から優先度の高い研究炉に対して、集中的に人的資源・経営資源を投入することで、規制対応等に効果的に取り組むべきと考える。このことによって、人材育成や研究開発等に波及している（全ての研究炉が休止したことによる）影響を最小に抑えることが重要であると考えます。

今日、大学等研究機関・民間企業においては、自ら原子力関連施設・設備を所有することが困難になってきている。かかる状況の中、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）においては、オールジャパンの視点から、大学等研究機関・民間企業に対する施設・設備の供用の一層の促進を図ることが望ましい。

(2) 運転再開以降の諸課題（特に、廃止措置）。

運転再開以降においても継続して取り組むべき課題としては、高経年化対策、使用済燃料の米国への返還、核セキュリティ対策、将来の廃止措置等の備えがある。これらの諸課題に対処するためには、研究炉を取り巻く環境全体を俯瞰（ふかん）し、その上で、各炉の優先度を明確化し、総合的な対応策を検討すべきである。

研究炉のみならず、全ての原子力施設に共通する課題ではあるが、当該研究炉・施設を熟知した関係者を最大限活用することにより、廃止措置を効率的かつ速やかに実施することが可能となる。そのため、これら施設関係者の参加が得られるうちに、タイムリーな廃止措置が必須と考える。

本年4月の核セキュリティ・サミットにおいて、日米が合意した京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）の低濃縮化と高濃縮ウラン燃料の全量撤去については、着実に実施されるよう期待する。

以上でございます。

（岡委員長）ありがとうございました。

それでは、議論を行います。中西委員からお願いします。

（中西委員）研究炉の役割は意義が非常に大きいと思います。人材育成及び研究開発のために研究炉はとても大切だということが基本だと思いますので、これでよろしいかと思います。

(岡委員長) 私の方ですが、ちょっと1つだけ言葉ですが、1ページの2ポツの5番目のポツ、「特に、研究炉の廃止措置は遅々として進んでおらず」、「遅々として」は要らないかなという感じがいたします。私大炉は、片づけられるところまでは片づいている。ただ、廃棄物の搬出先とかそういうことがあって、あるところまでやっている、そういう感じなので、JAEAさんを含めて「遅々として」と書くと、ちょっと書き過ぎかなと思いますので、「遅々として」は取ったらどうかと思います。

むしろ、周りの状況の方もそういう状況を生んでいるという認識も必要なのだというふうに思います。

あとは廃止措置したあとの、もちろん安全でないといけないので、安全確保はちゃんと大前提でないといけないのですが、それなりに合理的な管理や規制に移行しているかどうかというようなことも、今後の課題なのではないかと思います。

その他は、特に文面的にはコメントはございません。

これは議論を定例会でしてきたところですので、研究炉というのは、ある意味で基礎研究の象徴的な装置ということなのですからけれども、研究炉だけがそういう役割を果たしているわけでもない、今回のコメントの中に、2ページの上から2つ目、関連施設の利用というようなことも少し書かせていただいているということです。

研究機関と大学と民間企業、それぞれ役割が違いますけれども、共同作業とか人材育成の活動を通じて、それぞれがプラスになるというような形がもっと図られるといいのではないかという感じがいたします。文章的にはこれで特にコメントはございません。

それでは、先ほどの修正をして、見解とするということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、御異議ないようですので、これで原子力委員会の見解といたします。

次に、4つ目の議題について、事務局から説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。4つ目の議題、その他議題でございます。

今後の会議予定についてでございます。

今度の会議につきまして、連休明け以降の会合を開催予定しておりますが、現在のところ、具体的な開催日程は決まっておりません。後日、原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせ申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

(岡委員長) その他、委員から何か御発言ございますか。

それでは、御発言ないようですので、本日の委員会はこれで終わります。  
ありがとうございました。

—了—